

高知市事業者用高効率機器導入促進事業費補助金 Q&A

分類	No.	よくある質問	回答
対象事業	1	商業登記上の「本店」の住所は高知市外ですが、高知市内に事業所がある場合、その事業所の機器の入替は補助対象になりますか？	対象外です。 補助対象者は商業登記上の「本店」、又は法人登記上の「主たる事務所」が高知市内であることが要件です。
	2	商業登記上の「本店」の住所は高知市内ですが、南国市にも事業所がある場合、その事業所の機器の入替は補助対象になりますか？	対象外です。 機器の入替を行う事業所は、高知市内の住所であることが要件です。
	3	賃借で使用する建物の機器の入替は対象になりますか？	賃借は対象外です。自己が所有する事業所において、自己が所有し、自己が使用する機器の入替が対象となります。補助金申請者、建物の所有者及び対象機器の使用者が同一である必要があります。
	4	マンション経営を行う事業者です。マンションの部屋で使用する照明（空調、給湯）を入れ替える場合は対象となりますか？	対象外です。原則、補助金申請者、建物の所有者及び対象機器の使用者が同一である必要があります。 ※個別の入居者に属していない共用部分については、対象となる可能性があります。新エネルギー・環境政策課までお問い合わせください。
	5	マンション管理組合を法人登記しています。管理組合法人が管理する共用部分の照明の入替を行う場合は対象になりますか？	管理組合法人は中小企業に該当しないため、対象外です。 本補助金は中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者が対象です。 (参考) 中小企業庁FAQ https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm
	6	医療法人は補助対象になりますか？	医療法人は中小企業に該当しないため、対象外です。 本補助金は中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者が対象です。 (参考) 中小企業庁FAQ https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm
	7	機器の入替ではなく、新たに高効率空調（高効率照明、高効率給湯器）を購入する場合は対象になりますか？	対象外です。既設機器の入替のみが対象となります。
	8	自宅兼事務所の照明（空調、給湯器）の入替を検討しています。対象になりますか？	事務所スペースと居室スペースが明確に区分されている場合のみ対象となります。 (例：1Fが事務所、2Fが居室の1F部分のみの機器の入替等。) 申請時に、事務所スペースと居室スペースが明確に区分されていることが分かる写真等のご提出をお願いいたします。
	9	既設の空調（照明、給湯器）1台を、高効率のもの2台に買い替えようと思いますが、対象になりますか？	1台のみ対象となります。既設の台数と同じ台数が対象となります。

高知市事業者用高効率機器導入促進事業費補助金 Q&A

分類	No.	よくある質問	回答
	10	複数の対象機器を組み合わせて申請することは可能ですか？ (例：空調と照明の入替等)	可能です。ただし補助金の上限額は50万円です。
対象 経費	11	補助金の交付申請より前に高効率給湯器を発注しました。対象になりますか？	対象外です。本補助金は、高知市からの交付決定を受けた後に着手（発注・契約）することが要件です。
	12	補助対象経費に消費税は含まれますか？	補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含みません。
申請	13	三者見積について、同じ会社の別支店からの見積書をもって三者として構わないでしょうか？ 例：A電器〇〇支店、A電器××支店及びA電器△△支店それぞれから見積をもらう等。	別支店であっても同じ会社であれば一者としてみなします。異なる三者からの見積書の提出をお願いします。
	14	一事業者が別の場所に複数の事業所を持っている場合でも、申請は1回限りですか？	一事業者につき同一年度1回限りとしています。ただし、1回の申請で複数の事業所をまとめて申請することは可能です。（高知市内の事業所に限る。）なお、その場合も補助上限は50万円となります。
	15	申請書類の提出部数は1部でよいですか？	1部でかまいません。
	16	事業計画書「2 中小企業基本法第2条第1項各号への適合（中小企業であることの確認）」について、第何号に該当するのか分かりません。	中小企業庁FAQ Q4からご確認ください。 (参考) 中小企業庁FAQ https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm
期間	17	高効率空調機器、高効率給湯機器の要件である「従来の機器に対して30%以上の省CO2効果」はどのように算出すれば良いですか？	現在、設置されている設備機器と導入予定の高効率機器の「消費電力の定格値」又は、「燃料消費量の定格値」の比較により算出します。運用の変更（使用日数、使用時間の制限等）による削減効果は含みません。 ※「省CO2効果算定資料（例）」をホームページに掲載しております。参考にしてください。
変更 申請	18	交付決定後、機器の入替はいつまでに完了すれば良いですか？	高知市から交付決定を受けてから、遅くとも交付決定の属する年度の2月末日までに、機器を設置し、実績報告を行う必要があります。
実績 報告	19	交付決定後、導入予定機器やその見積金額に変更が生じた場合は届け出が必要ですか？	原則、変更の申請を行う必要があります（補助金交付要綱第10条）。なお、変更申請時に提出いただく書類については、その都度お問い合わせください。
その他	20	交付決定後、導入予定機器を発注しましたが、工事が遅れ、当初事業計画書に記載した事業完了予定日までに事業完了できない可能性があります。（事業完了日を超えそうです。）どうすればよいですか？	事業完了予定日を超える可能性が生じた時点で、速やかに本市に報告してください。
	21	省エネルギーに関する講習会について、日程は決まっていますか？	令和5年度の省エネルギーに関する講習会は令和5年11月27日に開催いたしました。開催日以降に本市から交付決定を受けた事業者は、後日メールにて講習の録画映像のURLを送付致しますので、そちらを受講してください。